

駐車監視員活動ガイドライン(広島南警察署)

令和6年4月1日

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回して、放置車両の確認や確認標章の取り付けなどの仕事を行う者であることであり、法律上の資格が必要とされています(反則告知をしたり、金銭を徴収したりすることはありません)。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線・地域・時間帯を重点に巡回して放置車両の確認等を実施する。ただし、地域行事・祭礼及び催事などの期間中のほか、その他必要に応じて警察署長の指示により、その他の場所・時間帯においても活動することとする。

◎ 重点路線

路 線(区 間)	重点時間帯
常盤橋東詰交差点～広島駅前交差点～新大州橋西詰交差点の間(通称「城北通り・大州通り」)及びその周辺	
広島駅前交差点～東広島橋東詰交差点の間(通称「駅前通り」)及びその周辺	
上柳橋東詰交差点～駅前大橋南詰交差点～大正橋交差点の間(通称「城南通り・比治山通り」)及びその周辺	
稻荷橋東詰交差点～稻荷町交差点～荒神交差点の間(通称「相生通り・あけぼの通り」)及びその周辺	
平野橋～出汐町交差点～本浦交番前交差点～黄金橋西詰の間(国道2号)及びその周辺	
大正橋交差点～出汐町交差点～宇品海岸3丁目12番交差点の間及びその周辺	
段原2丁目交差点～上東雲町交差点～本浦交番前交差点～仁保新町2丁目交差点～仁保2丁目交差点の間(通称「東雲バス通り南行き」)及びその周辺	午前7時～午前1時
仁保新町2丁目交差点～東雲本町交差点～段原中央交差点の間(通称「東雲バス通り北行き」)及びその周辺	
比治山公園下交差点～平野橋東詰交差点～宇品海岸3丁目交差点～広島港入口交差点の間(通称「比治山通り・宇品通り・海岸通り」)及びその周辺	
県病院入口交差点～広島南警察署前交差点～仁保2丁目交差点の間(通称「黄金山通り」)及びその周辺	
宇品橋南詰～宇品西3丁目交差点～広島港入口交差点の間及びその周辺	
広島港入口交差点～宇品海岸3丁目交差点の間及びその周辺	
出汐2丁目北東角交差点～旭3丁目13番交差点及びその周辺	
西旭町7番交差点～旭1丁目20番交差点～出汐3丁目9番交差点の間(通称「旭町バス通り」)及びその周辺	

◎ 最重点地域

地 域	重点時間帯
JR広島駅地区(JR広島駅南口及び北口ローリー、松原町、大須賀町、猿猴橋町、荒神町、東荒神町、西荒神町)及びその周辺	
的場町1・2丁目、稲荷町、京橋町、金屋町、松川町、段原1～4丁目、段原山崎1丁目、段原南1・2丁目、比治山町、比治山本町、比治山公園区域及びその周辺	午前7時～午前1時

◎ 重点地域

地 域	重点時間帯
西蟹屋1～4丁目、南蟹屋1・2丁目、大州1～5丁目区域及びその周辺	
段原日出1・2丁目、段原山崎2・3丁目、上東雲町、東雲1～3丁目区域及びその周辺	
東雲本町1～3丁目、東本浦町、仁保新町1・2丁目区域及びその周辺	
出汐1～4丁目、霞1・2丁目、西霞町、東霞町区域及びその周辺	午前7時～午前1時
旭1丁目～3丁目、西旭町、翠1～5丁目、西翠町、皆実町1～6丁目区域及びその周辺	
宇品西1～6丁目、宇品御幸1～5丁目、出島1丁目区域及びその周辺	
宇品神田1～5丁目、宇品東1～7丁目、宇品海岸1～3丁目区域及びその周辺	

◎ 重点路線

路 線(区 間)	重点時間帯
平野橋東詰～本浦交番前交差点の間(国道2号)及びその周辺	
比治山公園下交差点～平野橋東詰交差点～宇品海岸3丁目交差点の間(通称「比治山通り・宇品通り」)及びその周辺	午前7時～午前1時
大正橋交差点～段原中央交差点～出汐町交差点の間及びその周辺	

◎ 重点地域

地 域	重点時間帯
《JR広島駅、稲荷町、的場町周辺など》 松原町、大須賀町10～15番、猿猴橋町、荒神町、京橋町、稲荷町、松川町、金屋町、比治山町、的場町1・2丁目区域	午前7時～午前1時

※自動二輪等とは、自動二輪車及び原動機付自転車をいう。